戸籍記載の正確性の担保(続)及び新戸籍法の構成について

- 1 戸籍訂正制度の在り方に関する検討の方向性について(参考資料8)
- (1) 法務局と家庭裁判所の手続の相異

法務局における手続においては、行政手続として簡易・迅速に処理をすることができ、職権による手続の開始も可能である一方、紛争性のある事件を終局的に解決することはできず、実体的身分関係を確定することはできない上、現行法の下では事実調査能力には限界があり、手続の仕組み次第では当事者等に対する手続保障が手厚くない。

一方,家庭裁判所における家事審判手続においては,事案によっては調査嘱託や事実の調査を行うことで一定程度事案を解明することができる一方,一定の適格者からの申立てなくして手続を開始することはできない。また,人事訴訟手続では,実体的身分関係を形成し,又はその存否を確認し,紛争性のある事件を終局的に解決することができ(注1),当事者等に対する手続保障は手厚くなるものの,その分だけ行政手続ほどの簡易・迅速な処理をすることはできず,やはり一定の適格者からの訴えの提起なくして手続を開始することはできない。

こうしたそれぞれの手続の特色を踏まえながら、資料5の2(2)ア(ア)(10ページ)に掲げる問題点に対応し、いずれの機関にどのような手続を担当させるかを検討する必要がある。

(注1) 合意に相当する審判(家事事件手続法第277条第1項)も同様である。

(2)検討の方向性の選択肢

ア 事物による分類

戸籍の記載事項のうちには、その事項を訂正する前提として、人事訴訟の対象(注2)となる実体的身分関係の形成又は存否に関する判断を要するもの(注3)(以下「人訴対象事項」という。)と要しないものがある(注4)。(注2)人事訴訟法の規定

(定義)

- 第2条 この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその他の身分関係 の形成又は存否の確認を目的とする訴え(以下「人事に関する訴え」という。) に係る訴訟をいう。
- 一 婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え
- 二 嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法(明治二十九年法律第八十九号)第773条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え
- 三 養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え
- (注3) 例えば、「父」欄に記載された氏名を消除する訂正の場合には、親子関係の存否について、婚姻事項を消除する訂正の場合には、婚姻の無効について、それぞれ判断をする必要があり、戸籍の記載が実体的真実に合致しないと判断されれば、戸籍の記載に「錯誤」があることとなる。

なお、認知事項を消除する訂正の場合には、認知の無効の訴えの性質を確認の訴えと解するときは、認知の無効を宣言する判決がなくとも戸籍訂正をすること

が可能であるが、これを形成の訴えと解するときは、そのような判決がなければ 戸籍訂正をすることができない。

(注4) 例えば、「生年月日」欄に記載された日付を訂正する場合や、筆頭者を訂正する場合など

イ 人訴対象事項について

人訴対象事項については、戸籍訂正手続と人事訴訟手続が競合するところ、従前の通説は、明白性の要件を備えていれば($\mathbf{\dot{2}5}$)、人事訴訟手続によることなく戸籍訂正をすることが可能と解され、当事者間に争いのないことを考慮する裁判例もあったが、手続相互の関係性は必ずしも明らかではなかった(資料 $\mathbf{5}$ の $\mathbf{2}$ (1) ウ (イ) (9ページ) 参照)。

また、このような事項であっても、虚偽の婚姻等であることが発見された場合には、本籍地の市区町村長が戸籍法第24条の手続によって職権により戸籍訂正をすることが可能であったが、その前提として、届出人等が訂正許可審判手続をとった上で戸籍訂正申請をするかどうかを見極めなければならない制度となっていた。

そこで,議論のたたき台として,以下の方向性が考えられるが,どのように考えるか。

(注5) 軽微性の要件(訂正事項が軽微で訂正の結果親族法・相続法上重大な影響を生ずることのないこと)については、人訴対象事項の訂正の場合には基本的に充足されないと考えられるので、本文中には掲げていない。

甲案 人訴対象事項について,戸籍訂正手続を維持する。

- **甲-1案** 戸籍訂正手続は、法務局において行うものとする。家庭裁判所ではその不服申立てに係る手続及び人事訴訟手続を担当するものとする。
- **甲-2案** 戸籍訂正手続のうち、例えば次の場合のいずれか又は全部に限り、法務局において行うものとする。家庭裁判所ではその不服申立てに係る手続〔、次の場合以外の戸籍訂正手続〕及び人事訴訟手続を担当するものとする。
 - ① 訂正事項が戸籍の記載及び届書その他の書類から認定できる場合 (注6)〔訂正事由が市区町村長の過誤によるものである場合〕
 - ② 届出人が真実でないことを知ってした届出の場合 [刑事訴訟法第498条第2項又は第498条の2第2項 (**注7**) に基づく通知により市区町村長が知った真実でない届出の場合]
 - ③ その他法務局長が適当と認める場合
- **甲-3案** 従前のとおりとする(戸籍訂正手続は,家庭裁判所において行う。)。
- **乙案** 人訴対象事項について,戸籍訂正手続を廃止する。
 - (注6) 婚姻の無効の場合に「訂正事項が戸籍の記載及び届書その他の書類から認 定できる場合」として、例えば、あらかじめ不受理申出がされていたにもか かわらず、これを看過して婚姻の届出が受理された場合が挙げられる。
 - (注7) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定

第498条 (略)

2 偽造し、又は変造された物が押収されていないときは、これを提出させて、前項に規定する手続をしなければならない。但し、その物が公務所に属するときは、偽造又は変造の部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第498条の2 (略)

2 不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体が公務所に属する場合において、当該電磁的記録に係る記録媒体が押収されていないときは、不正に作られた部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

(補足説明)

i 甲案について

【理由】人訴対象事項であっても、事案によっては手厚い手続保障をする必要がなく、行政手続(又は非訟手続)によることが相当と考えたものである。

【あり得る指摘】

・戸籍訂正が実体的身分関係を変動させないとしても、事実上の影響が大きく、事柄の性質上、人事訴訟手続に委ねるのが相当である。

(i) 甲-1 案について

【理由】法務局の事実調査能力をより充実させ、かつ、法務局の戸籍訂正手続における手続保障を充実させる前提の下、法務局において戸籍訂正手続をとることに制限を設けないものとしたものである。この案の場合には、法務局と家庭裁判所のいずれの手続によるかの基準を定める必要がない。

【あり得る指摘】

- ・人訴対象事項について、紛争解決手段として本来人事訴訟手続を とるべき場合にも、安易に行政手続が選択されるおそれがある。
- ・当初より法務局の事実調査能力を超えることが明らかな場合にも、 飽くまで戸籍訂正手続にこだわるのであれば、一旦法務局におけ る手続を経なければならず、迂遠である。また、そのような場合 にも「不服申立て」という手続類型により家庭裁判所で審理する ことが必ずしも適当ではない。

(ii) 甲-2 案について

【理由】法務局の事実調査能力及び手続保障の要請の程度に応じ、法務局において戸籍訂正手続をとることが適当な場合を限定した。この場合には、家庭裁判所における戸籍訂正手続を残す余地が小さくなるので、家庭裁判所における戸籍訂正手続については〔〕内に記載し、これを廃止することを視野に入れている。

①の場合には、法務局の事実調査能力によって対応が可能であり、 手厚い手続保障をする必要もないと考えられる。なお、〔〕内は、訂 正が可能となる場合がより限定されるが、基準を明確にすることを 試みた趣旨の案である。

②の場合には、届出人又は届出事件の本人による人事に関する訴

えの提起が期待できないため、法務局において職権で手続を進める ほかない。なお、[] 内は、真実でない届出であることが法務局にお いて確実に認定できる場合に限る趣旨の案である。

また,①②以外の場合であっても,法務局における事実調査が可能で,手続保障の要請の低い場合があり得るため,③の場合を設けた。

なお、②③の場合に法務局において戸籍訂正手続をとることを認めるのは、法務局の事実調査能力をより充実させ、かつ、法務局の 戸籍訂正手続における手続保障を充実させることが前提となる。

【あり得る指摘】

- ・(①の場合) 具体的な基準を設けてそれを適用することが困難ではないか。
- ・(②の場合)出入国記録から父母の間で子の懐胎可能性のないことが明らかな認知について、認知者が届出時に子と生物学上の親子関係のないことを知らない事案では、例え母がそのことを知っていても、「届出人が真実でないことを知ってした届出」に当たらず、②の場合には該当しないことになる。
- ・(③の場合) 法務局における戸籍訂正手続の外延が明確にならず、 本来人事訴訟手続をとるべき事案についても、法務局の判断で戸 籍訂正手続がとられてしまうのではないか。

(iii) 甲-3 案について

【理由】法務局においては、法第24条第2項による職権訂正の場合を 除き、人訴対象事項の戸籍訂正手続を行わないものとし、従前の手 続を維持するものである。

【あり得る指摘】

・資料5の2(2)ア(ア)(10ページ)に掲げる問題点が、ほとんど解消されない。

ii 乙案について

【理由】人訴対象事項について、手続の重複及び手続保障上の観点及び本来的には訴訟手続によるべきものと考え、戸籍訂正手続を廃止するものである。この場合には、職権による戸籍訂正手続を残すことが困難となるものと考えられ、真実でないことを知ってした届出に基づく戸籍の記載が放置されるおそれが生じるため、市区町村長又は法務局長に人事に関する訴えの原告適格を付与することが考えられる。

【あり得る指摘】

- ・人訴対象事項であっても、事案によっては必ずしも手厚い手続保障 を要しない場合がある。
- ・真実でないことを知ってした届出に基づく戸籍の記載を訂正する手 続がこれまで以上に重くなり、迅速に訂正できないほか、市区町村 及び法務局の事務負担が増す。
- ・訂正事由が市区町村長の過誤による場合に、職権で戸籍訂正をする

ことができなくなり、届出事件の本人が人事訴訟手続をとらなければならないこととなる。

ウ 人訴対象事項以外の事項について

人訴対象事項以外の事項について訂正する場合についても、上記イの甲案 及び乙案に準じて考えることも可能であるが、そもそも人訴対象事項以外の ものは、必ずしも高度な手続保障を与えることを要さず、常に家庭に関する 専門的な知見を背景とした事実調査能力を要するとも限らないから、法務局 における戸籍訂正手続によるものとし、家庭裁判所においては戸籍訂正手続 を担当しないとするのはどうか。

2 無戸籍者問題について

(1)原因

子が出生した場合には、出生の届出によって、その子を戸籍に記載することとなるが、出生届の届出義務者(法第52条第1項から第3項まで)が、何らかの理由によって出生の届出をしないこと等により、戸籍に記載されない者(以下「無戸籍者」という。)が存在することが問題となっている。

無戸籍者が無戸籍となる原因として,主として以下の3点が挙げられ,このうちの大半が①(i)の原因によるものと思われる。

- ① 次の理由から、母が出生の届出をしない。
 - (i) 民法第772条の規定により母の(元) 夫の子と推定される子について,母が(元) 夫の氏を称して婚姻していた場合には,特段の手続をとることなく出生の届出をすると,その子は(元) 夫の氏を称し(民法第790条第1項),(元) 夫を筆頭者とする戸籍に入ることとなる(法第14条第1項第一,第18条)。このため,その子の存在を(元) 夫に知られたくない,又は,裁判手続において(元) 夫と接触したくないなどの理由によるもの
 - (ii) 母による育児放棄,未婚の子を隠したいなど(i)以外の理由によるもの
- ② 父母が不明であったり、記憶を喪失すること等により、戸籍に記載されているかが不明である。

(2)無戸籍状態を解消するための方法

ア 未だ戸籍に記載されていない者を戸籍に記載する方法

前提として、未だ戸籍に記載されていない者を戸籍に記載する方法としては、出生の届出、棄児発見調書、就籍許可の裁判に基づく就籍の届出、確定判決に基づく就籍の届出及び職権による戸籍の記載がある。

(ア) 出生の届出

日本国民を戸籍に記載する原則的手段である。出生の届出は、14日以内(国外で出生があつたときは、3か月以内)にこれをしなければならない(法第49条第1項)。嫡出子出生の届出は、父又は母がこれをし、子の出生前に父母が離婚をした場合には、母がこれをしなければならず(法第52条第1項)、嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない(同条第2項)。

(イ) 棄児発見調書

棄児を発見した者又は棄児発見の申告を受けた警察官は、24時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならず、この申出があつたときは、市区町村長は、氏名をつけ、本籍を定め、棄児発見調書(届書とみなされる。)を作成しなければならない(法第57条)。そして、父又は母は、棄児を引き取ったときは、その日から1か月以内に、出生の届出をし、かつ、戸籍訂正申請をしなければならない(法第59条)。

この手続は、子の父母が不明な場合の暫定的措置であり、「棄児」については、乳児に限らず、幼児でもよいとされている(**注8**)。

(注8) 児童福祉法第4条第1項は、乳児とは、満1歳に満たない者をいい、幼児とは、満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者をいう旨を定めている。

(ウ) 就籍許可の裁判に基づく就籍の届出

本籍を有しない者は、家庭裁判所の許可を得て、許可の日から10日以内に就籍の届出をしなければならない(法第110条第1項)。

本籍が不明の場合にもこの手続をとることを認める先例(**注9**)がある。 日本国籍を有する必要があるが、日本で生まれた場合において、父母が ともに知れないものと認められれば、日本国籍を有することとなる(国籍 法第2条第3号)。

この届出と出生の届出のいずれによるべきかを定めた規定がないが、出 生届の届出義務者があるときは出生届によらせ、これがない場合のみ就籍 の届出がなされるべきとする先例(**注10**)がある。

(注9) 大正10年4月4日付け司法省民事第1361号民事局長回答 (注10) 大正5年6月7日付け司法省民第465号民事局長回答

(エ)確定判決に基づく就籍の届出

未だ戸籍に記載されない者について、親子関係存在確認又は日本国籍存在確認の確定判決がされた場合には、判決確定の日から10日以内に就籍の届出をしなければならない(法第111条)。

(オ) 職権による戸籍の記載

市区町村長は、出生・就籍の届出を怠った者があることを知ったときは、相当の期間を定めて、届出義務者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならず、届出義務者がその期間内に届出をしなかったときは、市区町村長は、更に相当の期間を定めて、催告をすることができる(法第44条第1項、第2項)。これらの催告をすることができないとき及び催告をしても届出をしないときは、市区町村長は、管轄法務局長の許可を得て、戸籍の記載をすることができる(同条第3項、法第24条第2項)。

また,届出義務者がない場合に,実務上,市区町村長の職権の発動を促すべく,届出事件の本人等に出生事項記載の申出をさせ,法務局における 実体調査の結果,母子関係の存在が確認できるときは,上記(ウ)(エ)の 就籍の手続によることなく,市区町村長の職権で戸籍に記載することがある。

イ 無戸籍者となった原因に応じた無戸籍状態を解消する方法 上記アを踏まえると、無戸籍者を戸籍に記載し、無戸籍状態を解消する方 法は,以下のとおりとなる。

(ア) ①の原因による場合

①の原因によって無戸籍者となっている場合には、催告の上市区町村長の職権で子を母の(元) 夫の戸籍に記載することが可能であるが(**注 1 1**), 実際には、特に①(i)の原因によって無戸籍者となっている場合において、職権記載を強行することがちゅうちょされる。

(注11) 出生届の届出義務者があるため、乗児発見調書や就籍許可の裁判に基づく就籍の届出によることはできない。また、認知によらずに父子関係について親子関係存在確認の裁判をすることはできないから、確定判決に基づく就籍の届出によることもできない。

i ①(i)の原因による場合

①(i)の原因によって無戸籍者となっている場合に、無戸籍者の母等の意向に配慮し、子を母の(元) 夫の戸籍に記載しないようにするためには、出生の届出の前に、家庭裁判所において、あらかじめ親子関係不存在確認や認知の確定裁判を得た上で、その裁判書の謄本を添付して母に出生の届出(及び裁判認知の届出)をさせることが必要である。上記裁判では、子について嫡出推定が及ばない事情(注12)を立証する必要がある。

なお、上記裁判を経たとしても、母が夫と離婚していない限り、子を夫の戸籍に記載せざるを得ない(父欄に夫の名は記載されない。)。また、上記裁判を経ており、母が夫と離婚していても、元夫との婚姻中に子を出生した場合には、子は出生時の母の氏である元夫の氏を称し(民法第790条第2項)、元夫の戸籍に記載されることになるから、あらかじめ子の氏の変更の裁判手続(民法第791条第1項)をとって子の氏を離婚後の母の氏に変更し、出生の届出と併せて入籍の届出(戸籍法第98条第1項)をしたときに限り、母の離婚後の戸籍に記載することができることとなる(注13)。

(注12) 判例上, 妻が子を懐胎すべき時期に, 既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ, 又は遠隔地に居住して, 夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には, 嫡出推定が及ばない事情があるものと認められる。

(注13) この場合には、元夫の戸籍への記載を省略する取扱いが認められている。

ii ①(ii)の原因による場合

①(ii)の原因によって無戸籍者となっている場合においては、無戸籍者の母等の意向に配慮すべき要請が弱いから、母(父母)が出生の届出をしないときは、催告の上市区町村長の職権で子を母(父母)の戸籍に記載することとならざるを得ない。

(イ) ②の原因による場合

②の原因によって無戸籍者となっている場合において,子が乳幼児のときは,棄児発見調書によって戸籍に記載することが可能である。

一方, それ以外の場合には, 就籍許可の裁判に基づく就籍の届出をする ことにより, 子を戸籍に記載することが可能である。

(3) 戸籍実務上の問題点

以上を踏まえて、戸籍実務上の問題点を整理すると、以下のとおりとなる。 $\mathcal{D}(i)$ の原因による場合

①(i)の原因により無戸籍者となっている場合には、無戸籍者の母等の意向に配慮しようとすると、無戸籍状態の解消のため親子関係不存在確認等の裁判手続を経る必要がある。家庭裁判所においては、裁判所の構内で暴力を振るわれるおそれや、現住所が知られることにより生命や身体に危害が加えられるおそれがあると認められる場合などには、調停期日において当事者双方が顔を合わせないように配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、事案に応じた措置が講じられているところであるが、無戸籍者の母等が前夫に子の存在を知られたり、前夫と接触してしまうことを恐れて裁判手続をとることをちゅうちょしてしまうとの指摘がある。

そこで、現状では、法務局において手続の相談を受け、無戸籍者が戸籍に 記載されるための手続を案内するなどの支援を行っているところであるが、 戸籍制度において、他に対応策が考えられるか。

イ ①(ii)の原因による場合

①(ii)の原因により無戸籍者となっている場合には、無戸籍者の母等が出生の届出をしない限り、無戸籍者を戸籍に記載するためには、市区町村長による催告及び職権記載の手続によるほかない。もっとも、実際上、子の名や生年月日等を特定することが困難な場合や、無戸籍者の母などの意思に反して職権記載を強行することがちゅうちょされる場合がある。

そこで、法務局の実体調査権限を強化し、病院、児童相談所等の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるようにしたり、職権記載を積極的に行う運用をするなどの対応策が考えられるが、どのように考えるか。

ウ ②の原因による場合

②の原因により無戸籍者となっている場合のうち, 棄児発見調書で対応ができている場合については特段問題がないと考えられる。

一方,就籍許可の裁判手続においては,既に戸籍を有する者が無戸籍者であると成りすます危険があることや就籍許可審判がされ戸籍に搭載されるとその者が事実上日本国民としての強い推定を受けることから,一般には,真に本籍がないものか,日本国籍を有するものか,慎重な審理が求められ,その立証をする必要があるところ,証拠の収集は,無戸籍者本人にとっては必ずしも容易でないことがある上,制度の理解が十分でないことから,就籍許可の申立てに至るには障害となる事情が相当程度あるものと考えられる。そこで,限定的な対策ではあるが(注14),法務局の実体調査権限を強化し,親子関係を認定して職権で戸籍に記載することをより容易にするのはどうか。

(注14) 市区町村長が職権で就籍許可の対象となる者の新戸籍を編製することはできないため、職権記載をすることができるのは、法務局において親子関係を認定することができ、その親の戸籍に記載することができる場合に限られる。

3 新戸籍法の構成について

現行の戸籍法は、大正4年施行の旧戸籍法の細則的規定を戸籍法施行規則の 定めるところに委ねたほかは、同法の基本的骨格を踏襲しており、目的規定及 び定義規定を欠くほか、届出の受理の要件やその手続等に関する規定も十分で はない。

そこで、こうした規定を充実させることが考えられる。

(1)目的規定

昨今の立法においては、内容の極めて簡単な法律、既存の法律の一部を改正する法律等を除いては、第1条に目的規定を設けることが通例であり、その法令の達成しようとする目的の理解を容易ならしめるとともに、その法令の他の条文の解釈にも役立たせている。そこで、戸籍法に目的規定を置くことはどうか。

(参考)

- ○不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定 (目的)
- 第1条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記 に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取 引の安全と円滑に資することを目的とする。
- ○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定 (目的)
- 第1条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住 関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする とともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記 録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基 本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共 団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(2) 定義規定

法律においてある用語を使用しようとする場合に、その用語について、社会通念からすれば、その意義に広狭があり、又は色々に解釈される余地があるときは、そのような用語について、その法令において用いる特定の意義・用法を確定し、明らかにするため、定義を定めることを要する。

そこで,「戸籍簿」「本籍」「筆頭者」等の用語について, 戸籍法に定義を設けてはどうか。

(参考)

- ○不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定 (定義)
- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

 $1 \sim 8$ (略)

- 9 登記簿 登記記録が記録される帳簿であって、磁気ディスク (これに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)をもって調製するものをいう。
- $10 \sim 24$ (略)

(3) 届出の受理の要件

ア現状

届出の受理の要件については、民法において、婚姻、協議離婚、養子縁組及び協議離縁の届出についてのみ、民法の障害事由に関する規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ受理することができない(民法第740条、第765条第1項、第800条、第813条第1項)旨の規定があり、戸籍法において、不受理申出に係る縁組等の届出があった場合において、当該申出をした者が市役所等に出頭して届け出たことを本人確認の措置により確認することができなかったとき(法第27条の2第4項)及び届書に市区町村長が特に重要であると認める事項が記載されていないとき(法第34条第2項)は、受理することができない旨の規定があるほかは、特段の規定がない。

イ 問題点

(ア) 不受理の要件

受理に関する消極的要件が民法及び戸籍法に部分的に記載されているに とどまり、(不) 受理の要件が網羅されていない。そこで、戸籍法に市区町 村長が届出を受理してはならない場合(民法、戸籍法その他の法令で定め られた要件を欠くときなど)を規定してはどうか。

(参考)

- ○不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定 (申請の却下)
 - 第25条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。
 - ー 申請に係る不動産の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しない とき。
 - 二 申請が登記事項(他の法令の規定により登記記録として登記すべき事項を含む。)以外の事項の登記を目的とするとき。
 - 三 申請に係る登記が既に登記されているとき。
 - 四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。
 - 五 申請情報又はその提供の方法がこの法律に基づく命令又はその他の法令 の規定により定められた方式に適合しないとき。
 - 六 申請情報の内容である不動産又は登記の目的である権利が登記記録と合 致しないとき。
 - 七 申請情報の内容である登記義務者(第65条,第77条,第89条第1項(同条第2項(第95条第2項において準用する場合を含む。)及び第95条第2項において準用する場合を含む。),第93条(第95条第2項において準用する場合を含む。)又は第110条前段の場合にあっては、登記名義人)の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。
 - 八 申請情報の内容が第61条に規定する登記原因を証する情報の内容と合 致しないとき。
 - 九 第22条本文若しくは第61条の規定又はこの法律に基づく命令若しく はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならないも のとされている情報が提供されないとき。
 - 十 第23条第1項に規定する期間内に同項の申出がないとき。

- 十一 表示に関する登記の申請に係る不動産の表示が第29条の規定による 登記官の調査の結果と合致しないとき。
- 十二 登録免許税を納付しないとき。
- 十三 前各号に掲げる場合のほか、登記すべきものでないときとして政令で 定めるとき。
- (イ) 不受理の要件を充たす場合の例外的措置

また,届出が人の親族的身分関係に関わるものであることから,以下の場合には届出を受理するものと定めるのはどうか。

- ① 当該届出の不備が補正又は追完することができるものである場合に おいて、市区町村長が定めた相当の期間内に、届出人がこれを補正又 は追完したとき
- ② 当該届出の不備が上記期間内に届出人によって補正又は追完されない場合において、市区町村長において当該不備を補正することができるとき

(4) 届出の受理・不受理の手続等

ア 現状

(ア) 行政手続法の適用除外

戸籍法第127条の規定により、戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法第2章(申請に対する処分)及び第3章(不利益処分)の規定が適用除外とされている。このため、届出の受理・不受理については、同法の審査基準の公表、標準処理期間の設定、理由の提示、聴聞、弁明の機会の付与等に関する規定が適用されない。これは、受理・不受理などの戸籍事件に関する市区町村長の処分は、法の適用に関する通則法、民法、戸籍法等の諸法令の定める要件に照らして決定され、行政裁量的性格をほとんど有しないことや、その不服申立手続が司法機関である家庭裁判所とされているなど司法機関の関与を伴っていることなど、戸籍事務固有の厳格な手続によることが相当と解されたためとされる。

(イ) 届出を受理する場合

戸籍法は、戸籍の記載について、「戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。」(法第15条)と定めている。

(ウ) 届出を受理しない場合

法令上、届出を受理しない場合の手続について定める規定はない。 戸籍事務取扱準則制定標準(平成16年4月1日付け法務省民一第850号民事局長通達。以下「準則」という。)第31条において、「届書類について不受理の処分をしたときは、その届書類を届出人等に返戻し、不受理処分整理簿に処分及び返戻の年月日、事件の内容並びに不受理の理由を記載しなければならない。」と定められ、規則第79条の2以下で定められるオンラインによる届出を不受理とするときのみ、不受理通知をして理由を付すものとされているが(準則第70条第2項)、現在オンラインによる届出を実施している市区町村はない。 したがって、届出を受理しない場合には、法令はもちろん通達上も、理由を付して受理しない旨を告知することが求められていない。なお、届出の不受理の証明書(法第48条第1項)には、不受理とされた理由を記載するものとされる(規則第66条、附録第20号書式)ため、届出人は、市区町村長の条例で定められる手数料を支払った上で、その交付を請求することにより、不受理とされた理由を知ることができる。

イ 問題点

(ア) 届出を受理する場合

法第15条には、戸籍の記載の根拠について、市区町村長の職権による場合(戸籍法第24条第2項、第44条第3項)が規定されていないため、この場合を加えるのはどうか。

(イ) 届出を受理しない場合

行政手続法第8条の規定(**注15**)は、行政庁が申請に対する拒否処分をする場合の理由の提示義務を定めているところ、その趣旨は、処分の理由を提示することによって、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、処分の相手方の争訟提起の便宜を図るところにあるとされる。このことは、戸籍の届出について不受理処分をする場合にも妥当するから、届出を受理しない場合には、理由を付した決定でこれを行うものとし、決定書を作成して届出人に交付するものとするのはどうか。

(注15) 行政手続法(平成5年法律第88号)の規定 (理由の提示)

- 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。(参考)
 - ○不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定 (申請の却下)
 - 第25条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請 を却下しなければならない。(以下略)
 - ○不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)の規定 (申請の却下)
 - 第38条 登記官は、申請を却下するときは、決定書を作成して、これを申請 人ごとに交付するものとする。ただし、代理人によって申請がされた場合は、 当該代理人に交付すれば足りる。
 - 2 前項の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。
 - 3 登記官は、書面申請がされた場合において、申請を却下したときは、添付 書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な登記の 申請のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない。